

# 特集 ◆ 虐待 ◆

## その電話で誰かを救えるかもしれない

市では、平成29年4月に起こった児童虐待による傷害事例を受け、7月から児童相談所の元職員を児童虐待対応相談員として新たに任用し、体制の強化を図りました。現在、ケースワーカーや家庭児童相談員、保健師などと一緒に虐待通告、相談などに対応しています。

子どもたちに関わる全ての関係機関と共に、あらゆる方策を講じて困難を抱える家庭に寄り添いながら、未来ある子どもたちの安心・安全が守られる地域社会を創ることを最優先の課題として取り組んでいます。

### 増える、児童虐待

市に寄せられる児童虐待通告の受付件数は増加の一途をたどっており、平成23年度の計30件が、平成28年度には計81件と、5年間で約3倍に増えています。通告があった場合には市と児童相談所や保健所、警察が中心となり対応しています。

危険度が高いと判断される場合は、速やかに一時保護を行うなど、子どもの安全を第一に考えて対応します。

心配なご家庭を職員が訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

### 今、子育て中の方へ

子どもは思い通りになりません。子育てには不安がつきものです。

#### こんなこと、ありませんか？

- どうやって子育てしてよいかわからないので悩んでいる
  - 子どもが言うことをきかず、いつもイライラしている
  - 思うようにいかず、つい子どもを叩いたり、怒鳴ってしまう
  - 精神的、身体的に自分のことで一杯で子育てができない
  - 子どもがかわいく思えない
  - パートナーの理解が得られない
- 子育ての悩みをひとりで抱え込むのは大変です。誰かに気持ちを話すと楽になります。身近に話せる人がいなければ、電話や直接会って話を聞いてもらえる相談窓口(次ページ参照)があります。

### 周りの人たちへ

子育て中の親の話し相手になる、あいさつや声かけをするなど孤立しないように見守ってください。「気にかかる親子」がいたり、「もしかして、虐待？」と思ったら、最寄りの児童相談所や市町村にお知らせください(秘密は守ります)。子どもを守り、虐待してしまう親も救うことになります。

## まずは、電話してください

### 相談窓口

鶴ヶ島市役所 ☎271・1111

#### 【子どもに関する相談】

- 市役所こども支援課子育て支援担当
- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル  
(24時間365日対応) 189番

#### 【高齢者に関する相談】

- 地域包括支援センターいきいき  
(市役所高齢者福祉課内)
- 地域包括支援センターかんえつ  
☎285・7877
- 地域包括支援センターぺんぎん  
☎271・5123

#### 【障害者に関する相談】

- 生活サポートセンター ☎277・4116
- 障害者地域相談支援センターあゆみ  
☎279・5233
- 障害者地域相談支援センターひるがお  
☎298・4947

#### 【相談先が分からない場合】

- 地域包括支援センターいきいき

#### 【生命・身体の危険、緊急性ある場合】

- 警察(110番)、消防(119番)

## 平成30年4月1日 埼玉県虐待禁止条例施行

埼玉県福祉政策課(☎048・830・3391)

県内の児童、高齢者、障害者への虐待件数はいずれも増加傾向にあり、虐待は後を絶たない状況にあります。

虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を共有する必要があります。

虐待の防止について基本的な事項を定めることなどにより総合的に施策を推進するため、平成29年6月定例県議会において「埼玉県虐待禁止条例」が成立しました。

詳細は埼玉県ホームページから

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>



**虐待は犯罪です**

児童虐待とは、親(または保護者)が、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や人格形成に重大な影響を与える行為です。

近年の研究で、虐待を受けた子どもには精神障害など重篤な悪影響が残ってしまったり、自らが育児を行う際に虐待をしてしまうということがわかっていきます。虐待は、子どもに対する著しい人権侵害、犯罪行為です。

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所や市などに連絡(通告)しなければならないと定めています。

虐待の被害者は子どもだけではなく、高齢者や障害者などの社会的弱者が虐待の被害者となる場合も多数あります。

**鶴ヶ島見守りネットワーク**

地域の見守りの輪を広げることで、皆さんが安心して暮らせる地域を目指しています。見守りの対象は子ども、高齢者、障害者を主とした市民の皆さんです。「あれ?」と思うことがあればすぐにご相談ください。

また、活動に賛同していただける協力者、協力機関の登録を随時受け付けています。

相談・登録は、各地域包括支援センターへ。

